

平成20年度第1回食品表示合同監視の結果について（概要）

食品販売業者等に対し、適正な表示の指導を徹底する必要があることから、「とちぎ食の安全・安心信頼性の確保に関する基本計画」に基づき、県では8月及び12月を「食品表示適正化強化月間」として設定し、関係機関（国：農林水産省関東農政局栃木農政事務所、県：各健康福祉センター、各農業振興事務所、市：宇都宮市保健所）が合同で食品表示の監視指導を実施しました。

第1回目の調査結果については次のとおりです。

(1) 調査期間 平成20年8月中

(2) 調査方法

別添「平成20年度食品表示合同監視実施要領」及び「食品表示合同監視実施マニュアル」のとおり

(3) 調査回数 9回

各地区（上都賀、芳賀、南那須、下都賀、那須、塩谷、安足、宇都宮、河内）ごとに1回（1日）実施

(4) 調査店舗数 28店舗

(5) 調査結果の概要

調査した結果、偽装表示等の重大な違反はありませんでした。

下記のとおり24店舗において、一部の商品に表示の記載漏れ等の不備がありましたので、その場で改善を指導しました。また、指導事項については、改善確認のための調査を実施し、適正表示の徹底を図りました。

○主な不備事例

<食品衛生法>

- ・期限表示の欠落又は誤記（8店舗）
- ・製造者名、製造所在地の欠落又は誤記（8店舗）

<JAS法>

- ・原産地（原料原産地を含む）表示の欠落又は誤記（12店舗）
- ・名称の欠落又は誤記（9店舗）
- ・玄米及び精米品質表示基準に基づく表示項目（名称、販売者、原料玄米、精米年月日等）の欠落又は誤記（7店舗）

今後も「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に基づき、計画的な監視指導を実施していきます。